

検査終了後の臨床検査検体を使用する際の 個人情報保護について

本院では臨床検査終了後の検体の残余部分(残余検体)について医療機関としてだけでなく、教育・研究機関として所定の目的に利用させていただきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

※ 臨床検査検体とは血液、体液、尿、糞便、その他の分泌物、臓器・組織、細胞など生体試料のことをいい、臨床検査検体から作成された標本を含みます。
なお臨床検査検体から分離された病原微生物は対象外となります

残余検体は再検査・追加検査の可能性など診療上の必要性に鑑みて、ある程度の期間保存している臨床検査検体です。(保存期間は臨床検査検体の種類によって異なります。)

本院における残余検体の利用目的

(1) 本院での業務上の利用

- ・ 臨床検査の精度管理、統計解析、基準範囲の設定、異常値検体の精査、院内導入を目的とした新試薬と現有試薬の比較および測定法の改良と評価。(臨床的有用性が確立された遺伝子関連検査を含みます。)
- * この利用に当たりましては、可能な限り匿名化するよう努力します。

(2) 本院および広島大学での利用

- ・ 医学系教育
- * この利用に当たりましては、可能な限り匿名化するよう努力します。
- ・ 研究活動
- * この利用にあたりましては、学内の適切な審査を経て行います。

(3) 他の事業者等への検体の移送

- ・ 患者さんの診療等にあたり外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・ 個人が特定できる情報は削除し、個人情報が漏れることがないようにした上で外部精度管理(他機関との検査結果精度を比較するための調査)へ使用
- ・ 個人が特定できる情報は削除し、個人情報が漏れることがないようにした上で他の医育教育機関(臨床検査技師養成校など)での教育目的での使用

残余検体の利用についてご承諾いただけない場合

- ・ 残余検体の利用についてご承諾いただけない場合は、その利用および提供を停止しますので下記まで